

重要事項説明書 指定訪問介護

介護保険指定 岐阜市指定 第2170101139号

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人岐協福祉会
- (2) 法人の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (3) 電話番号 058-241-7676
- (4) 代表者氏名 理事長 林 直 康
- (5) 設立年月日 平成3年9月11日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成12年3月28日指定（岐阜県）

- (2) 事業の目的

指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するとともに、要介護状態にある高齢者に対し、適切に介護サービスの提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 大洞岐協苑訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (5) 電話番号 058-241-7676

- (6) 管理者 長谷部 博

- (7) 当事業の運営方針

要介護状態となった高齢者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- (8) 開設年月日 平成9年4月1日

3 事業実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 芥見東、芥見南、芥見、藍川、岩、日野の地域
- (2) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで、ただし、年末年始を除く
- (3) 営業時間 午前7時00分から午後7時00分まで、ただし営業時間外においても相談に応じることとする。

4 職員配置 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- 管理者 1名
サービス提供責任者 3名（常勤・訪問介護員と兼務3名）
介護職員 7名（サービス提供責任者と兼務3名、非常勤4名）

介護職員の勤務時間

午前8時30分から午後5時30分まで、ただし、訪問介護計画に定められたサービス時間（営業時間内）に勤務時間を変更します。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについては、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

① サービスの概要

・身体介護

入浴、排泄、食事の介護を行います。

・生活援助

調理、洗濯、掃除、買物等日常生活上の世話をを行います。

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に基づき、次にかかげるものうち必要と認められるもの。

② サービスの内容

ア 身体介護

○入浴介助

入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。

○排泄介助

排泄の介助、おむつの交換を行います。

○食事の介助

食事の介助を行います。

○体位の変換

体位の変化を行います。

○通院介助

病院の通院介助を行います。

イ 生活援助

○調理

ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等敷地の掃除は行いません。）

○買物

ご契約者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。（預金・貯金の引き出しや預入は行いません。）

③ サービス利用料金（1回当たり）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時迄）の単位表は、次のとおりです。岐阜市の地域区分が6級地であることから1単位を10.42円で計算したサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に定められる）をお支払ください。

ア 訪問介護利用単位（1回当たり）

| 区 分 | 身体介護 | 区 分 | 生活援助 |
|------------|------|------------|------|
| | 基本単位 | | 基本単位 |
| 20分未満 | 163 | | — |
| 20分以上30分未満 | 244 | 20分以上45分未満 | 179 |
| 30分以上1時間未満 | 387 | 45分以上 | 220 |
| 通院乗降介助 | 97 | | — |

☆ 当事業所は特定事業加算Ⅱを取得しているため、上記金額に10%加算されます。

☆ 介護職員処遇改善加算として24.5%を月の総単位数に加算させていただきます。

☆ サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記の利用単位は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、

次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時迄） 25%
- ・早朝（午前 6 時から午前 8 時迄） 25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時迄） 50%
- ・2 人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象外サービス

次のサービスの、利用費用は全額がご契約者の負担となります。

- ・介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
介護保険限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ・介護保険に該当しないサービス。（介護保険外サービス）
利用費用は、居宅介護サービス費用基準に準じて次のとおりです。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 介護保険に該当しないサービス（20分単位） | 600円（全額自己負担） |
|-----------------------|--------------|

- ・通常の事業の実施地域外サービス

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、利用者の住所地と当事業所との間の交通費用として、下記費用額をいただきます。

- ① 片道 10キロメートル以上15キロメートルまで 1,000円
- ② 片道 15キロメートル以上の場合には、サービス困難地域とします。

(3) 利用料金及び費用のお支払い方法

前記の(1)(2)の利用料金及び費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の末日迄に下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア 指定口座へ振込みの場合

岐阜信用金庫 芥見支店 普通預金 口座番号 第1070255番

社会福祉法人岐協福祉会 大洞岐協苑 理事長 林 直康

イ 金融機関口座からの自動引き落としの場合

ご利用しておられる銀行等をお届けいたします。

ウ 窓口払い

岐協苑の事務所の窓口にてお支払いいただきます。

6 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合には、取消料（330円）をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正

当な事由がある場合は、この限りではありません。

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護職員

サービス提供時に、担当の訪問介護職員を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護職員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護職員の交替

① ご契約者からの交替申し出

選任された訪問介護職員の交替を希望する場合には、当該訪問介護職員が業務上不適当と認められる事情その他交替する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護職員の指名はできません。

② 事業者の都合により、訪問介護職員を交替することがあります。

訪問介護職員を交替する場合は契約者又はその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、当事業所が定めるサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施に当たって契約者の事情・意向等に十分に配慮す

るものとしします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気など）は無償で使用させていただきます。訪問介護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合は、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護職員の禁止行為

訪問介護職員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙は行わない。
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8 記録の閲覧

ご契約者に対するサービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。

9 緊急時等の対応

訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡等の必要な措置を講ずるものとしします。

10 苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けします。

- (1) 苦情の受け付け担当者 今井智賀子
サービス提供責任者 今井智賀子 宮川敦子 平井恵子
電話番号 058-241-7676
受付時間
毎週月曜日から金曜日まで
午前9時から午後5時迄
- (2) 苦情解決第三者委員 松原鈴枝（元民生委員）
電話番号 058-243-3346

受付時間

毎週月曜日から金曜日まで

午前9時から午後5時迄

(3) 下記においても苦情相談を受け付けております。

- ・ 岐阜県運営適正化委員会(社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会内)

岐阜市下奈良2丁目2番1号

岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-278-5136

受付時間

午前9時から午後5時迄(土日祝日 年末年始を除く)

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係

岐阜市下奈良2丁目2番1号

岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-275-9826

受付時間

午前9時から午後5時迄(土日祝日 年末年始を除く)

- ・ 岐阜市役所介護保険課

岐阜市司町40番地1

電話番号 058-265-4141

受付時間

午前8時45分から午後5時30分迄(土日祝日 年末年始を除く)

以上指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

大洞岐協苑訪問介護事業所

説明者 サービス提供責任者

氏名 今井 智賀子

㊞

◎ 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意します。

◎ 併せて、介護サービス提供に必要な個人情報の使用に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

㊞

〈代筆が必要な場合の理由〉

代筆者 住所

氏名

ご関係 (

㊞

)

重要事項説明書

訪問介護相当サービス事業
基準緩和型訪問介護サービス事業

岐阜市指定 第2170101139号

当事業所は、ご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護相当サービス事業及び基準緩和型訪問介護サービス事業（以下、「訪問サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人岐協福社会
- (2) 法人の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (3) 電話番号 058-241-7676
- (4) 代表者氏名 理事長 林 直 康
- (5) 設立年月日 平成3年9月11日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

訪問介護相当サービス事業所 平成30年4月1日指定（岐阜市）
基準緩和型訪問介護サービス事業所 令和5年4月1日指定（岐阜市）

(2) 事業の目的

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の趣旨に従って、要支援者、事業対象者及び虚弱高齢者（以下、「要支援者等」という。）に対して、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供することを目的としています。

(3) 事業所の名称 大洞岐協苑訪問介護事業所

(4) 事業所の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1

(5) 電話番号 058-241-7676

(6) 管理者 長谷部 博

(7) 当事業の運営方針

要支援者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

(8) 開設年月日 平成9年4月1日

3 事業実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 芥見東、芥見南、芥見、藍川、岩、日野の地域
- (2) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで、ただし、年末年始を除く
- (3) 営業時間 午前7時00分から午後7時00分まで、ただし営業時間外においても相談に応じることとする。

4 職員配置 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| | | |
|-----------|----|----------------------------|
| 管理者 | 1名 | |
| サービス提供責任者 | 3名 | (常勤・訪問介護員と兼務3名) |
| 介護職員 | 7名 | (サービス提供責任者と兼務3名、 非常勤4名) |

介護職員の勤務時間

午前8時30分から午後5時30分まで、ただし、サービス計画書に定められたサービス時間(営業時間内)に勤務時間を変更します。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)サービスの概要

・身体介護

入浴、排泄、食事の生活支援を行います。

・生活援助

調理、洗濯、掃除、買物等日常生活上の支援を行います。

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護予防ケアプランがある場合には、それを踏まえたサービス計画書に基づき、次に掲げるもののうち必要と認められるものを行います。ただし、基準緩和型訪問介護サービスについては下記の「イ」のみを行うものとする。

① サービスの内容

ア 身体介護

○入浴介助

入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などを行います。

○排泄介助

排泄の介助、おむつの交換を行います。

○食事の介助

食事の介助を行います。

○体位の変換

体位の変化を行います。

○通院介助

病院の通院介助を行います。

イ 生活援助

○調理

ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等敷地の掃除は行いません。）

○買物

ご契約者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。（預金・貯金の引き出しや預入は行いません。）

② サービス利用料金

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時迄）の単位表は、次のとおりです。岐阜市の地域区分が6級地であることから1単位を10,422円で計算したサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に定められる）をお支払いください。

ア 総合事業 A2（1月につき）

- | | |
|--------------------------|--------|
| ・訪問型独自サービス11（週に1回程度） | 1176単位 |
| ・訪問型独自サービス12（週に2回程度） | 2349単位 |
| ・訪問型独自サービス13（週に2回を超える場合） | 3727単位 |

イ 総合事業（1回につき）

- | | |
|----------------------------|-------|
| ・標準的な内容 | 287単位 |
| ・生活援助中心の場合（所要時間20分以上45分未満） | 179単位 |
| （所要時間45分以上） | 220単位 |
| ・短時間の身体介護が中心の場合 | 163単位 |

ウ 基準緩和型 A3（1月につき15回まで）

- | | |
|--------------------------|-------|
| ・訪問型サービス（所要時間20分以上45分未満） | 190単位 |
| ・訪問型サービス（所要時間45分以上） | 234単位 |

☆ 介護職員処遇改善加算として24.5%を月の総単位数に加算させていただきます。

☆ サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記の利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、サービス計画書に基づ

き決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

- ☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時迄） 25%
- ・ 早朝（午前6時から午前8時迄） 25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時迄） 50%
- ・ 2人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(2) 総合事業の対象外サービス

次のサービスの、利用費用は全額がご契約者の負担となります。

- ・ 総合事業に該当しないサービス。

利用費用は、居宅介護サービス費用基準に準じて次のとおりです。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 総合事業に該当しないサービス（20分単位） | 600円（全額自己負担） |
|-----------------------|--------------|

- ・ 通常の事業の実施地域外サービス

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、利用者の住所地と当事業所との間の交通費用として、下記費用額をいただきます。

① 片道 10キロメートル以上15キロメートルまで 1,000円

② 片道 15キロメートル以上の場合には、サービス困難地域とします。

(3) 利用料金及び費用のお支払い方法

前記の(1)(2)の利用料金及び費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の末日迄に下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア 指定口座へ振込みの場合

岐阜信用金庫 芥見支店 普通預金 口座番号 第1070255番

社会福祉法人岐協福祉会 大洞岐協苑 理事長 林 直康

イ 金融機関口座からの自動引き落としの場合

ご利用しておられる銀行等をお届けいただきます。

ウ 窓口払い

岐協苑の事務所の窓口にてお支払いいただきます。

6 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、総合事業サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサー

ビスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合には、取消料（330円）をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護職員

サービス提供時に、担当の訪問介護職員を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護職員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護職員の交替

① ご契約者からの交替申し出

選任された訪問介護職員の交替を希望する場合には、当該訪問介護職員が業務上不適当と認められる事情その他交替する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護職員の指名はできません。

② 事業者の都合により、訪問介護職員を交替することがあります。

訪問介護職員を交替する場合は契約者又はその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、当事業所が定めるサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問サービスの実施に関する指示・命令

訪問サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問サービスの実施に当たって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気など）は無償で使用させていただきます。訪問介護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行います。その場合は、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護職員の禁止行為

訪問介護職員は、ご契約者に対する訪問サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙は行わない。
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8 記録の閲覧

ご契約者に対するサービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。

9 緊急時等の対応

新総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡等の必要な措置を講ずるものとします。

10 苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けします。

- (1) 苦情の受け付け担当者 今井 智賀子
サービス提供責任者 今井智賀子 宮川 敦子 平井恵子
電話番号 058-241-7676
受付時間
毎週月曜日から金曜日まで
午前9時から午後5時迄
- (2) 苦情解決第三者委員 松原 鈴枝 (元民生委員)
電話番号 058-243-3346
受付時間
毎週月曜日から金曜日まで
午前9時から午後5時迄
- (3) 下記においても苦情相談を受け付けております。
 - ・ 岐阜県運営適正化委員会 (社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会内)
岐阜市下奈良2丁目2番1号
岐阜県福祉・農業会館
電話番号 058-278-5136

受付時間

午前9時から午後5時迄（土日祝日年末年始を除く）

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係
岐阜市下奈良2丁目2番1号
岐阜県福祉・農業会館
電話番号 058-275-9826

受付時間

午前9時から午後5時迄（土日祝日年末年始を除く）

- ・ 岐阜市役所介護保険課
岐阜市司町40番地1
電話番号 058-265-4141

受付時間

午前8時45分から午後5時30分迄（土日祝日を除く）

以上、訪問介護相当サービス事業の提供開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

大洞岐協苑訪問介護事業所

説明者 職名 訪問介護 サービス提供責任者

氏名 今井 智賀子 ㊞

◎ 私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意します。

◎ 併せて、介護サービス提供に必要な個人情報の使用に同意します。

・

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 ㊞

〈代筆が必要な場合の理由〉

代筆者 住所

氏名 ④

(ご関係)